

毎月第1日曜日はぶらり相談日

令和4年度から毎月第1日曜日はぶらり相談日として、予約不要で9:30~12:00分まで受け付けます。

普段は土・日・祝日は予約のみですが、ぶらり相談日は予約なしで自由に来所していただいて結構です。

また、約1時間程度無料で行いますので安心しておいでください。

内容については何でもかまいません。行政書士で対応できない事柄であれば、適切な他土業の信頼できる、誠実な先生(事務所)を紹介(希望される場合)させていただきます。

常に皆様に寄り添う事務所でありたいと思っています。

『何でも相談できる津島の街のご隠居さん』

ぜひ一度気軽においでください。

心配事は早めの解決を！

お待ちしております。

行政書士すすき事務所